

6. 地区別基本方針

6-1. 地区の設定

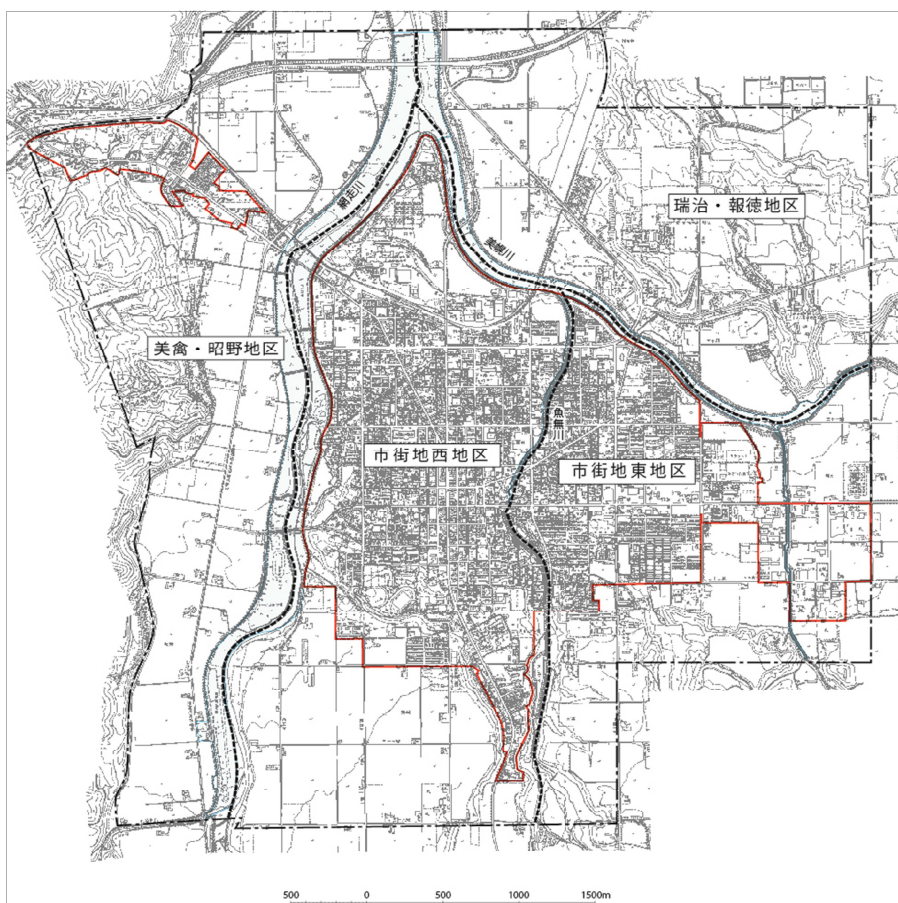
地区の設定は、計画対象区域（美幌都市計画区域）内の地理的条件と市街地形成のまとまりなどを考慮して網走川・美幌川・魚無川を地区区分界とし、網走川と魚無川に囲まれる「市街地西地区」、美幌川と魚無川に囲まれる「市街地東地区」、網走川から西側の「美禽・昭野地区」、美幌川から北東側の「瑞治・報徳地区」の4地区に区分します。

地区区分の内容は、次のとおりとなっています。

■地区設定の概要

地区名	地区の概要
市街地西地区	網走川と魚無川に囲まれている地区で、美里、鳥里、新町、仲町、栄町、美芳の一部、東町、元町、条丁目地区、野崎、美富の一部
市街地東地区	美幌川と魚無川に囲まれる地区で、美芳の一部、三橋町、三橋南、青山北、青山南、青葉、日の出、稲美の一部が位置しています。
美禽・昭野地区	網走川から西側の地区で、美禽、昭野が位置しています。
瑞治・報徳地区	美幌川から北東側の地区で、瑞治、報徳が位置しています。

■地区区分設定図



6-2. 地区別の基本方針

(1) 市街地西地区の基本方針

当地区は、当町の中心市街地を形成していることから、都市機能が充実し美幌の顔となる中心市街地づくりを目指すとともに、市街地としての良好な住環境の保全と創出を目指すものとします。

当地区における基本方針の内容は、112 頁の表と 116 頁の図に示すとおりとなっています。

(2) 市街地東地区の基本方針

当地区は、市街地内における良好な住宅地を形成していることから、日常生活における生活環境の向上を図り、当町の快適な住環境のモデルづくりを目指すものとします。

当地区における基本方針の内容は、113 頁の表と 117 頁の図に示すとおりとなっています。

(3) 美禽・昭野地区の基本方針

当地区は、美禽地区に市街地が位置し、自然環境を活用した交流施設である「みどりの村」等が位置している他は良好な田園と森林が位置していることから、当町における自然環境との共生と交流の拠点づくりを目指すものとします。

当地区における基本方針の内容は、114 頁の表と 118 頁の図に示すとおりとなっています。

(4) 瑞治・報徳地区の基本方針

当地区は、一部郊外型住宅地が点在し農業研究団地の整備が検討されていますが、その他は良好な田園と森林が位置していることから、既成住宅地の住環境の保全と、住宅、研究団地及び周辺の自然環境との共生を目指すものとします。

当地区における基本方針の内容は、115 頁の表と 119 頁の図に示すとおりとなっています。

■第6章 計画の基本方針

■市街地西地区の基本方針の内容

計画の基本方針区分		地区における基本方針		関連施策・項目	
計画的な土地利用の促進を目指して	都市機能の充実を図れる市街地形成の促進	既成市街地内の土地利用の促進	・元町地区、野崎地区の市街地内未利用地の土地利用の促進	・民間活力による宅地開発の誘導	
		まちなか居住の促進	・中心市街地活性化施策の充実 ・中心商業核整備ゾーン ・公共サービスゾーン ・沿道サービスゾーン ・保健医療福祉ゾーン ・駅前商業ゾーン	・中心市街地活性化基本計画との連動 ・市街地再開発基本計画の策定 ・行政・商店街・事業者等の連携	
	適正な土地利用規制の運用	秩序ある市街地の形成	・国道240号沿道地区における幹線道路沿道の利便性を活かした沿道住宅地の配置 ・野崎地区の一部を用途地域から除外	・用途地域変更の検討 ・用途地域の縮小の検討	
			・準防火地域の指定維持	・準防火地域の適正な運用	
		地区特性を活かした土地利用の促進	・美芳地区の住工混在の適正な抑制 ・元町地区、野崎地区の宅地開発と連動した計画的かつ個性的なまちづくりの推進	・特別用途地区（特別工業地区等）の指定検討 ・地区計画の検討	
	自然環境と調和・共生した土地利用の促進	無秩序な市街地の適正な抑制	・田園地帯が広がる野崎地区における市街地の抑制	・特定用途制限地域の指定検討	
			・野崎地区における農地・森林の保全	・農地法・森林法の適正な運用促進	
		自然環境の保全	・網走川、美幌川、魚無川における自然環境の保全	・自然環境の保全に配慮した河川改修整備の促進	
	快適な都市機能の充実を目指して	計画的な交通体系の配置	広域幹線道路網の形成	・美幌中央幹線道路（桜通、道道北見端野美幌）の整備促進	・北海道との連携・調整
			市街地内幹線道路網の見直しの検討	・美禽通、桜通の国道区間との整合促進	・国との調整 ・都市計画道路の延長変更検討
・都市計画道路の元町通、東2条通、美英通（一部区間）の見直し				・北海道との調整 ・都市計画道路の廃止を含めた変更の検討	
交通の安全性の確保			・新町3丁目通の歩道整備 ・国道39号の歩道整備	・バリアフリー化整備との連動	
			・市街地内交通アクセスの確保に向けた町道の計画的な整備・維持管理の促進	・町道整備計画との連動 ・生活道路再整備計画との連動	
公共交通の利便性の向上		・駅前交通広場の機能充実と維持管理の促進	・中心市街地活性化施策との連動		
緑豊かな都市環境の充実		計画的・効率的な緑の創出と保全の促進	・既設公園施設の計画的な更新と維持管理	・緑の基本計画の策定 ・まちづくり関連団体、NPO等との連携	
			・中心市街地における多目的広場、ポケットパークの整備 ・「イベント・スポーツ交流ゾーン」の整備・維持管理の促進 ・網走川河畔公園、柏ヶ丘公園の維持管理の促進	・中心市街地活性化施策との連動 ・公園の計画的な維持管理との連動 ・観光振興計画との連動	
		緑のネットワークの形成と保全の促進	・緑の回廊の整備促進	・道路管理者、河川管理者等との連携・調整	
			・美幌川、網走川、魚無川の親水空間整備	・河川改修と連動した整備	
緑豊かな街並み景観の形成		・地域の緑化と連動した道路景観の形成	・道路管理者との連携・調整 ・まちづくり関連団体、NPO等との連携		
快適な都市機能の充実		下水道等の計画的な整備促進	・市街地内の公共下水道の計画的な整備	・公共下水道計画との整合	
			・市街地外地域における合併処理浄化槽の整備	・個別排水処理施設整備計画との整合	
効率的な公共施設の配置		中心市街地地区における公共サービスゾーンへの公共施設の集約促進	・中心市街地地区における公共サービスゾーンへの公共施設の集約促進	・中心市街地活性化施策との連動	
安心・安全な都市機能の充実を目指して	防災対策の充実	・公共サービスゾーンにおける施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入	・中心市街地活性化施策との連動		
		・柏ヶ丘公園、みとみ公園等の防災公園整備の促進	・地域防災計画との連動 ・公園の計画的な整備との連動		
	防災対策の充実	・避難路となる道路交通体系と緑の回廊の整備促進	・地域防災計画との連動		
		・教育施設をはじめとした公共施設の耐震化改修の整備促進	・耐震改修促進基本計画の策定		

市街地東地区の基本方針の内容

計画の基本方針区分		地区における基本方針		関連施策・項目	
計画的な土地利用の促進を目指して	都市機能の充実を図れる市街地形成の促進	既成市街地内の土地利用の促進	青葉地区、美園地区の市街地内未利用地の土地利用の促進	民間活力による宅地開発の誘導	
		まちなか居住の促進	公営住宅の旭団地、美園団地の建替整備促進 旭団地、美園団地、青葉団地周辺の建築形態の規制緩和	住宅マスタープランとの連動 建ぺい率・容積率の緩和の検討 高齢社会に対応したシルバーハウジングの整備	
	適正な土地利用規制の運用	秩序ある市街地の形成	国道243号沿道地区における幹線道路沿道の利便性を活かした沿道住宅地、一般商業地の配置 美富地区の適正な土地利用規制	用途地域変更の検討 用途地域拡大の検討	
		地区特性を活かした土地利用の促進	三橋地区の住工混在の適正な抑制 青葉地区、美園地区の宅地開発と連動した計画的かつ個性的なまちづくりの推進	特別用途地区（特別工業地区等）の指定検討 地区計画の検討	
	自然環境と調和・共生した土地利用の促進	無秩序な市街化の適正な抑制	田園地帯と良好な森林が広がる美富地区、稲美地区における市街化の抑制 稲美地区における開発行為による住宅地の住環境の保全	特定用途制限地域の指定検討 白地地域における建築形態の規制の検討	
			自然環境の保全	美富地区、稲美地区における農地・森林の保全 美幌川、魚無川、駒生川における自然環境の保全	農地法、森林法の適正な運用促進 自然環境の保全に配慮した河川改修整備の促進
		自然環境の保全			
	快適な都市機能の充実を目指して	計画的な交通体系の配置	広域幹線道路網の形成	—	—
			市街地内幹線道路網の見直しの検討	旭通の国道区間との整合促進 幸通の美富地区土地利用との整合促進	国との調整 都市計画道路の延長変更検討
			交通の安全性の確保	市街地内交通アクセスの確保に向けた町道の計画的な整備・維持管理の促進	町道整備計画との連動 生活道路再整備計画との連動
公共交通の利便性の向上			—	—	
緑豊かな都市環境の充実		計画的・効率的な緑の創出と保全の促進	既設公園施設の計画的な更新と維持管理	緑の基本計画の策定 まちづくり関連団体、NPO等との連携	
			びほろ霊園の整備促進	緑の基本計画の策定 公園の計画的な整備との連動	
			イベント・スポーツ交流に資するあさひ広場公園の整備・維持管理の促進	公園の計画的な整備との連動 観光振興計画との連動	
		緑のネットワークの形成と保全の促進	緑の回廊の整備促進 美幌川、魚無川、駒生川の親水空間整備	道路管理者、河川管理者等との連携・調整 河川改修と連動した整備	
緑豊かな街並み景観の形成		地域の緑化と連動した道路景観の形成	道路管理者との連携・調整 まちづくり関連団体、NPO等との連携		
快適な都市機能の充実		下水道等の計画的な整備促進	市街地内の公共下水道の計画的な整備	公共下水道計画との整合	
	市街地外地域における合併処理浄化槽の整備		個別排水処理施設整備計画との整合		
		効率的な公共施設の配置	公営住宅旭団地の建替整備と連動した高齢者生活福祉センターの整備	高齢社会に対応したシルバーハウジングの整備との連携	
安心・安全な都市機能の充実を目指して	防災対策の充実	人にやさしい都市機能の整備促進	旭団地、美園団地建替時におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入	住宅マスタープランとの連動 公営住宅建替整備との連動	
		避難施設の計画的な整備促進	あおやま南公園、いなみ北公園、あさひ広場公園等の防災公園整備の促進 避難路となる道路交通体系と緑の回廊の整備促進	地域防災計画との連動 公園の計画的な整備との連動 地域防災計画との連動	
		防災対策の充実	教育施設をはじめとした公共施設の耐震化改修の整備促進	耐震改修促進基本計画の策定	

■第6章 計画の基本方針

■美禽・昭野地区の基本方針の内容

計画の基本方針区分		地区における基本方針		関連施策・項目	
計画的な土地利用の促進を目指して	都市機能の充実を図れる市街地形成の促進	既成市街地内の土地利用の促進	—	—	
		まちなか居住の促進	—	—	
	適正な土地利用規制の運用	秩序ある市街地の形成	—	—	
		地区特性を活かした土地利用の促進	・用途地域に隣接した一体的な住宅地の用途指定	・用途地域拡大の検討	
	自然環境と調和・共生した土地利用の促進	自然環境の保全	無秩序な市街化の適正な抑制	・美禽地区の住工混在の適正な抑制	・特別用途地区（特別工業地区等）の指定検討
			田園地帯と良好な森林が広がる美禽地区、昭野地区における市街化の抑制 ・美禽地区における開発行為による住宅地の住環境の保全	・特定用途制限地域の指定検討 ・白地地域における建築形態の規制の検討	
網走川における自然環境の保全			・自然環境の保全に配慮した河川改修整備の促進		
快適な都市機能の充実を目指して	計画的な交通体系の配置	広域幹線道路網の形成	・美幌バイパスの利用促進	・国との連携	
		市街地内幹線道路網の見直しの検討	・美禽通の国道区間との整合促進	・国との調整 ・都市計画道路の延長変更検討	
		交通の安全性の確保	・市街地内交通アクセスの確保に向けた町道の計画的な整備・維持管理の促進	・町道整備計画との連動 ・生活道路再整備計画との連動	
		公共交通の利便性の向上	—	—	
	緑豊かな都市環境の充実	計画的・効率的な緑の創出と保全の促進	・既設公園施設の計画的な更新と維持管理 ・網走川河畔公園の未整備区域の見直し検討 ・「体験・感動交流ゾーン」の整備・維持管理の促進	・緑の基本計画の策定 ・まちづくり関連団体、NPO等との連携 ・公園等の計画的な整備との連動 ・観光振興計画との連動	
		緑のネットワークの形成と保全の促進	・網走川の親水空間整備	・河川改修と連動した整備	
		緑豊かな街並み景観の形成	・地域の緑化と連動した道路景観の形成	・道路管理者との連携・調整 ・まちづくり関連団体、NPO等との連携	
	快適な都市機能の充実	下水道等の計画的な整備促進	市街地内の公共下水道の計画的な整備	・公共下水道計画との整合	
			市街地外地域における合併浄化槽の整備	・個別排水処理施設整備計画との整合	
		効率的な公共施設の配置	—	—	
安心・安全な都市機能の充実を目指して	人にやさしい都市機能の整備促進	・観光客が多く訪れる「体験・感動交流ゾーン」におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入	・公園等の計画的な整備との連動 ・観光振興計画との連動		
	防災対策の充実	避難施設の計画的な整備促進	・みどりの村における避難場所機能の整備 ・避難路となる道路交通体系の整備促進	・地域防災計画との連動 ・地域防災計画との連動	
		防災対策の充実	・公共施設の耐震化改修の整備促進	・耐震改修促進基本計画の策定	

■瑞治・報徳地区の基本方針の内容

計画の基本方針区分			地区における基本方針	関連施策・項目
計画的な土地利用の促進を目指して	都市機能の充実を図れる市街地形成の促進	既成市街地内の土地利用の促進	—	—
		まちなか居住の促進	—	—
	適正な土地利用規制の運用	秩序ある市街地の形成	—	—
		地区特性を活かした土地利用の促進	・農業研究団地の整備検討	・特定用途制限地域との連動
	自然環境と調和・共生した土地利用の促進	無秩序な市街化の適正な抑制	・田園地帯と良好な森林が広がる瑞治地区、報徳地区における市街化の抑制 ・報徳地区における開発行為による住宅地の住環境の保全	・特定用途制限地域の指定検討 ・白地地域における建築形態の規制の検討
			自然環境の保全	・瑞治地区、報徳地区における農地・森林の保全 ・網走川、美幌川における自然環境の保全
		自然環境の保全	—	—
快適な都市機能の充実を目指して	計画的な交通体系の配置	広域幹線道路網の形成	・道東縦貫道路の整備促進要請	・国との連携
			・幹線道路ネットワークとしての道道北見端野美幌線の維持	・北海道との連携
		市街地内幹線道路網の見直しの検討	—	—
		交通の安全性の確保	・市街地内交通アクセスの確保に向けた町道の計画的な整備・維持管理の促進	・町道整備計画との連動 ・生活道路再整備計画との連動
	公共交通の利便性の向上	—	—	
	緑豊かな都市環境の充実	計画的・効率的な緑の創出と保全の促進	—	—
			緑のネットワークの形成と保全の促進	・網走川、美幌川の親水空間整備
		緑豊かな街並み景観の形成	・地域の緑化と連動した道路景観の形成	・道路管理者との連携・調整 ・まちづくり関連団体、NPO等との連携
	快適な都市機能の充実	下水道等の計画的な整備促進	・公共下水道認可区域内の計画的な整備	・公共下水道計画との整合
			・市街地外地域における合併浄化槽の整備	・個別排水処理施設整備計画との整合
効率的な公共施設の配置	—	—		
安心・安全な都市機能の充実を目指して	人にやさしい都市機能の整備促進		—	—
	防災対策の充実	避難施設の計画的な整備促進	・美幌農業高校における避難場所機能の整備	・地域防災計画との連動
			・避難路となる道路交通体系の整備促進	・地域防災計画との連動
	防災対策の充実	・教育施設をはじめとした公共施設の耐震化改修の整備促進	・耐震改修促進基本計画の策定	

7. 計画の実現に向けた推進方針

都市計画マスタープランの計画内容を効果的に実現するための推進方針として、次の4つの方針を設定します。

- まちづくりの協働体制づくりの推進方針
- 住民参画によるまちづくりの推進方針
- 施策効果を考慮した計画の推進方針
- 計画の見直し方針

(1) まちづくりの協働体制づくりの推進方針

本計画を推進していくにあたっては、計画の基本姿勢における住民が主体となったまちづくり体制の充実を図るため、住民、事業者、行政が各々の役割分担を明確にした協働によるまちづくりを推進する体制づくりを推進します。

また、行政内部における横断的体制や国・北海道及び周辺市町村等の関係機関との協調体制の充実を推進し、これらの体制が相互に連携して総合的なまちづくりを推進する体制の充実を推進します。

(2) 住民参画によるまちづくりの推進方針

近年は、NPOやボランティア活動などの住民活動が注目を集め、その活動の必要性や重要性等から今後のさらなる活動の発展が求められていることを踏まえ、幅広く分野を越えたNPOとボランティア活動のネットワークづくりや情報交換など、住民・事業者及び行政が協働・参画した体制づくりを推進するとともに、住民一人ひとりがまちづくりに参画できる環境づくりを推進します。

また、平成14年の都市計画法の改正により、住民・NPO法人等から都市計画への提案制度(都市計画法第21条の2)が創設されたことを踏まえ、住民参画による特色あるまちづくりを推進するため、都市計画法に基づく提案制度の活用を促進するとともに、制度の趣旨や理解を深めるための啓発活動を推進します。

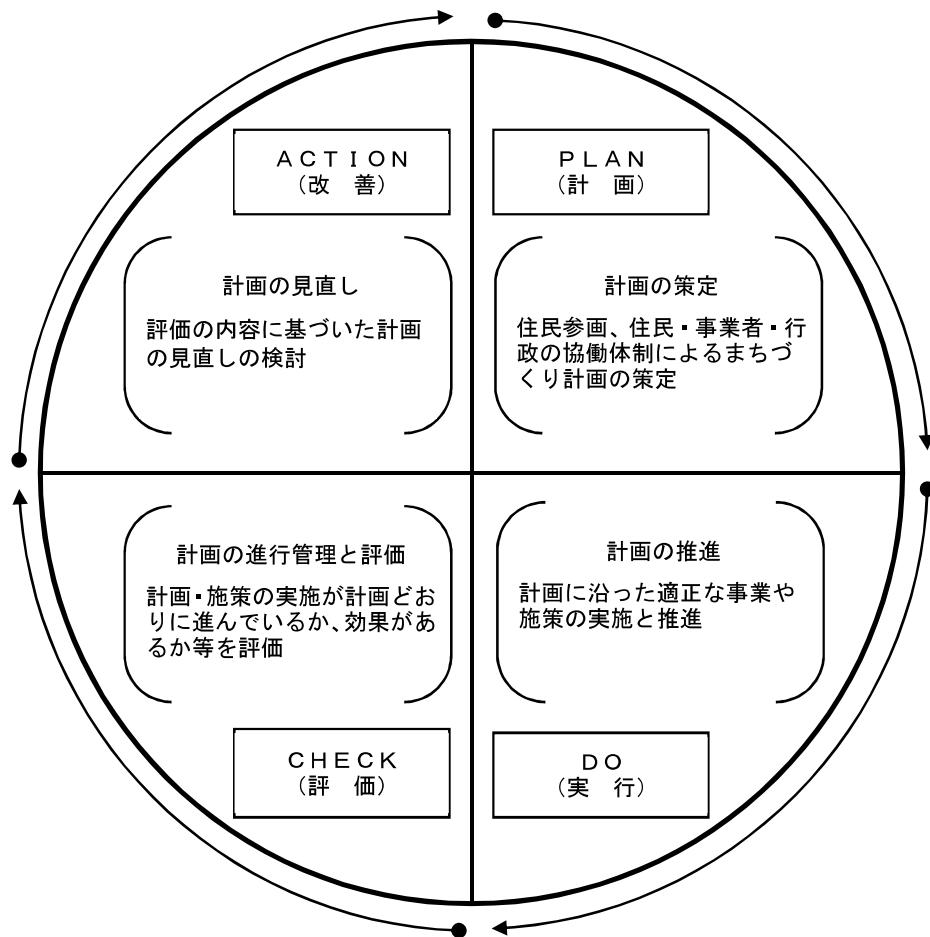
(3) 施策効果を考慮した計画の推進方針

本計画の内容が計画どおり達成できたかということも大切な一面ではあるもの、これからの視点は、計画の目的と内容を実施した結果どのような効果・成果が得られ各種課題が解決できたのか、課題の解決が図られていない場合はその原因が何であったかを検証し、次の対策を立てることが求められています。

そのため、本計画の推進にあたっては次に示すPDCAサイクルの考え方を基本として、計画や施策の達成状況や進行状況を段階的に検証し、検証結果を踏まえた改善策の検討など、施策効果を常に考慮した計画の推進を図るものとします。

注：PDCAサイクル：典型的なマネジメントサイクルの1つで、計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスを順に実施し繰り返すことによって、計画の達成状況・進行状況を検証したうえで改善策などの次の展開活動を推進するマネジメント手法。

■PDCAサイクルの実施例



(4) 計画の見直し方針

本計画は、概ね20年後を目標とした長期的な計画となっていますが、近年の我が国の社会情勢の動向はめまぐるしく変化していることを踏まえ時代背景や社会情勢の変化に的確かつ柔軟に対応していくため、計画の見直しを適正に図っていくものとします。計画の見直しについては、定期的な見直しと不定期な見直しに区分し、その内容は次に示すとおりとします。

■計画の見直し方針の概要

①定期的な計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 計画期間の中間年(概ね10年後)を経過した場合、社会経済情勢や時代のニーズを勘案して必要に応じて計画の見直しを検討します。 ▪ 総合計画、国土利用計画が改定された場合、上位計画との整合性を確保するため、計画の見直しを検討します。
②不定期的な計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 都市計画法が改正され、その改正内容を勘案し計画の見直しが必要とされた場合、計画の見直しを検討します。 ▪ まちづくりに関連する大規模プロジェクトが計画され、そのプロジェクトと本計画の整合を図ることがまちづくりの観点から必要である場合、計画の見直しを検討します。 ▪ 社会経済情勢が著しく変化し計画内容の実現が困難となった場合、または、社会経済情勢の変化に対応した計画変更が望ましい場合については、計画の見直しを検討します。